

気象警報発表時の授業等の取り扱いについて

<令和5年6月14日、「気象警報発表等に伴う一斉休講・休校の措置」から変更>

1 福山市、または尾道市に①大雨・洪水警報（同時発表）、②暴風警報、③大雪警報、④暴風雪警報のいずれかが発表された場合

1) 午前6時の時点で発表されている場合、あるいは午前6時から9時までの間に発表された場合

午前中（1・2時限目）は対面授業を行いません。遠隔授業はオンデマンド型で実施します。また、対面授業を行う予定となっていた科目についても、オンデマンド型の遠隔授業に切り替えて実施する場合があります。その場合には、科目担当教員から Cerezo のコースニュースを通じて履修者の皆さんに案内しますので、その指示に従ってください。

2) 1) の警報が午前9時までに解除された場合

午前中（1・2時限目）は1)に記載した対応をとりますが、午後（3時限目以降）は、対面授業も遠隔授業も予定どおり実施します。

3) 1) の警報が午前9時の時点で継続している場合

午前中（1・2時限目）に加えて、午後（3時限目以降）にも1)に記載した対応を継続します。

4) 授業開始後に発表された場合

本学の判断により対応を決定し、皆さんに Zelkova のお知らせ等で周知しますので、その指示に従ってください。ただし、本学から何も通知しない場合には通常どおりの授業を継続します。

備考：

- 皆さんが居住している地域に避難指示が発令された場合には、遠隔授業の受講よりも、命や身を守るための避難を優先してください。その場合の欠席は公認欠席届の対象となります。
- 対面授業を行わない措置をとっている間は、本学の施設を全て閉鎖しますので、けっして登校しないでください。スクールバスの運行も休止します。
- 対面授業を行わない措置をとっている間は、課外活動も全て禁止します。
- ①から④の警報が福山市・尾道市以外の近隣地区で発表されていても、この2市では発表されていない場合は、上記の措置は行わず、各科目について予定されていたとおりの形態で授業を実施します。ただし、福山市、または尾道市に①から④に該当しない気象警報、例えば大雨警報あるいは洪水警報が単独で発表されている場合等で、学生の登校に危険があると本学が判断した場合には、上記の対面授業を行わない措置をとることがあります。
- 対面授業を行うことになっていた科目で、遠隔授業に切り替えて実施せず休講となった科目については、後日補講を行います。補講の日時等については、科目担当教員から Cerezo のコースニュースを通じて案内します。

2 福山市、または尾道市に特別警報が発表された場合

1) 午前6時の時点で発表されている場合、あるいは午前6時から9時までの間に発表された場合

午前中（1・2時限目）の授業は、授業形態（対面・遠隔）を問わず、全て休講とします。

2) 1) の警報が午前9時までに解除された場合

午前中（1・2時限目）は1)に記載した対応をとりますが、午後（3時限目以降）は、対面授業も遠隔授業も予定どおり実施します。

3) 1) の警報が午前9時の時点で継続している場合

午前中（1・2時限目）に加え、午後（3時限目以降）にも1)に記載した対応を継続します。

4) 授業開始後に発表された場合

本学から皆さんに Zelkova のお知らせ等で連絡しますので、学内にいる皆さんは安全に気をつけながら速やかに帰宅してください。それ以降の授業は、授業形態を問わず、全て休講とします。

備考：

- 特別警報については気象に関するものに限定せず、地震、津波などすべての特別警報を対象とします。
- 特別警報が発令された場合には、避難など、皆さんの命や身体を守るための行動をとってください。
- 休講となっている間は、本学の施設を全て閉鎖しますので、けっして登校しないでください。スクールバスの運行も休止します。
- 休講となっている間は、課外活動も全て禁止します。
- 特別警報が福山市・尾道市以外の近隣地区で発表されていても、この2市では発表されていない場合は、休講とはなりません。ただし、この2市では特別警報が発表されていなくても、学生の登校に危険があると本学が判断した場合には上記の休講措置をとることがあります。
- 休講となった科目については後日補講を行います。補講の日時等については、科目担当教員から Cerezo のコースニュースを通じて案内します。

3 その他

- 警報の発表や交通機関の運行停止等については、学生の皆さんがその状況をニュース等で確認した上で判断してください。本学からも、できる限り速やかに Zelkova のお知らせ、ホームページへの掲示等により皆さんに周知します。何らかの障害により本学からの Zelkova 等による周知が届かなかった場合には、1あるいは2の項目に記載した内容に従って対応してください。
- 本学として1の対面授業を行わない措置や2の休講措置をとらなかった場合であっても、皆さんの居住地域での気象警報等の発表に伴って通学に支障が生じた場合には、事後3日以内に教務課に申し出ることにより、出席できなかった授業が公認欠席届の対象となります。その場合には、教務課窓口で欠席の事由を説明して公認欠席届の手続きを行ってください。なお、証明書等（交通機関の遅延・運休証明書等）がある場合は、それを教務課窓口で提示してください。

以上